野長流也と。此の地邊の風景を書き載せたり。り。故に六曲り坂といひしが、後に誤つて馬坂と云ふ。とり。故に六曲り坂といふもあり。然れば牛坂に對し、馬坂と坂路の上に牛坂といふもあり。然れば牛坂に對し、馬坂と坛。奥村氏畔心莊記に、一進一退或升或降。鞭影鏣聲連而たる奥村氏畔心莊記に、一進一退或升或降。鞭影鏣聲連而たる奥村氏畔心莊記に、一進一退或升或降。樂影鏣聲連而たる奥村氏畔心莊記に、一進一退或升或降。

O馬 坂 町

此の町地は、馬坂の上下をいへり。元祿九年の地子町肝煎此の町地は、馬坂の上下をいへり。元祿九年の地子町肝煎・塩泉、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏奉、存候。左様に候へば、上畠の所に候間、を爲、作可、申旨畏を建てたる事功の上に初めて町家を建てたる事功の上に初めて町家を建てたる事功の上に初めて町家を建てたる事功の上に初めて町家を建てたる事功の上に初めて町家を建てたる事功の中地は、馬坂の上下をいへり。元祿九年の地子町肝煎出の町地は、馬坂の上下をいへり。元祿九年の地子町肝煎

くし。

〇馬坂高源院

湯料は中村惣左衞門と云ふ人寄附す。とあり。 下渡無之故、只今之地に請地致し居住。微妙公之位牌御茶 様の御院號に據て高源院と號す。然るに萬治二年之春右之 立仕、御福様守本尊藥師如來の像丼御位牌を安置し、御福 田に於て、近藤甲斐下屋敷之內干步餘寺地に申請、 爲成、遍參中より立身出世まで御取立被成に付、 卿の御息女御福様の御縁類なるが故に、御養子の出家に被 料二百五十石。元和六年七月六日卒。三十四歲。 再,嫁中川大隅光忠。光忠有,故沒,收家祿。於,是離別,賜,化粧 誕生。生母小塚氏。長而被、嫁,于長十左衞門好連。好連死後 御福様は利家卿第八の息女なり。本藩略譜に、天正十五年 寺地被召上、其後住持代々替地之儀及。訴訟、候へども、替地 厚恩|利常卿の御意を得、寬永拾八年の夏春堯和尚當地大豆 曹洞宗なり。貞享二年由來書に云ふ。開祖春堯和尚は利家 院桂巖昌久大姊、葬』于野田山。とあり。 按するに、 爲奉謝 一字建

O與力町

此の と打込み渡すをいへり。寛文七年四月普請會所より算用場 り。大繩とは人別にて無之、一統の第地を取纏め、 力町は、寛文七年三月被命、 越一一申旨、重て被心仰渡。とあり。國事昌披問答に、小立野與 に、不、強小立野に被、定置、與力屋敷之所に、勝手次第爲。引 聞集には、寛文七年三月廿日、惣與力今年より三ヶ年之內 三ヶ年之内に、小立野丼に泉野へ可引越。と見に、菅家見 町と呼べり。寛文七年三月廿日の達書に、與力共今年より の地と犀川石坂との雨地に定められ、 年中與力士の第地と成りたり。其の頃與力士の第地を、此 統此所に引移様に相定り、大繩にて渡りたる由。とあ 地 は、 その かみ田井村の地内にて畑地なりしを、 今年より明々年に至り、與力 兩地共に町名を與力 幾千步 寛文

御案内,申入候。以上。に申候。作毛之上相渡申候はゞ、百姓損に可"罷成,候間、爲なたね百姓手前より 苅取申候様 可,仰渡,候。漸時分に相見なたね百姓手前より 苅取申候様 可,仰渡,候。漸時分に相見り、天神之上右同斷。來る廿日過可,悉出,候條、其以前早速今度惣興力小立野に引越申に付而、替地之處,經王寺松原を

四月十六日

御普請會所

御算用場

松數三百九拾本三月廿五日より植始、又四月頃四百本程植 寛文五年より引渡に相成。除地与與力屋敷之境目、松・さん、と之がけ原除地に被。仰付、田井村高之內一石四斗九升七合 木なりけん、大なる松木こゝかしこに残りて今もありとい 地、天神町の方なるがけ縁なるべし。此の時植ゑ付けたる遺 付被、仰付。とあり。 九年小立野與力町之後通り除地、幅三間に二百九拾間餘、 かちの木被爲植垣被仰。とあり。又改作所舊記に、寬文 敷寛文五年り段々相渡に付、同年より天神道之上より馬坂 拾四步、寛文六年御用地引渡。と見に、また小立野與力屋 以請取。とあり。又郡方留記に、 渡步數。と見た、同八年四月普請會所の書面に、五百五拾步 千七百二拾四步、 山崎領分、右小立野惣與力屋敷為。御用一十村並 肝煎相見を 改作所舊記に載せたる寛文六年十月田井村肝煎書付に、 按するに、 寛文五年之春田井村高之内御用屋敷に相 與力士の第地は、萬治二年十一月居屋敷 右後通りの除地といふは、與力町の尻 田井村高之內四千七百二